平成２９年（フ）第２４０号
群馬県伊勢崎市豊城町2083番地14
債務者　黒崎真由美（旧姓朝川）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４３号
群馬県伊勢崎市昭和町4121番地５　ビセンテハウス昭和町101
債務者　小嶋　秀正
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８４号
相模原市中央区星が丘２丁目５番14号　アーチヒルズ星が丘201
債務者　花輪　麻美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３８５号
相模原市南区磯部39番地15
債務者　上田佳奈子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１５４号
長野市若穂綿内8758番地１　エステートしなのＡ101号室
債務者　玉木　厚子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
長野市三輪６丁目11番１号
債務者　石井　満喜
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
長野市大字南堀448番地１　パークハイム上野101号室
債務者　西本　静子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
岐阜県恵那市長島町永田716番地114
債務者　高橋　正彦
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第６３号
岐阜県恵那市長島町永田716番地114
債務者　高橋　雅道
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３１５号
静岡県田方郡函南町平井1740番地の1937　伊豆エメラルドタウン506－95、住民票上の住所静岡県田方郡函南町平井1740番地の1937
債務者　吉竹由美子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
愛知県江南市藤ケ丘１丁目１番地１　江南団地４棟302号
債務者　岩本　照美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７６３号
京都市中京区壬生坊城町15番地５　ＭＩＮＴ　ＩＡ四条大宮　501、前住所広島市中区東平塚町３番16－201号
債務者　桑原　　浩
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２１号
京都市南区吉祥院八反田町25番地３
債務者　赤月あかりこと　糸原　裕也
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１００１号
京都市中京区聚楽廻中町27番地５
債務者　水本　義弘
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１００８号
京都市伏見区羽束師鴨川町194番地11
債務者　西田　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４５号
堺市北区蔵前町１丁18番１－1302号
債務者　長澤眞由美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７８号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁１番34－403号
債務者　ＢＡＲ　ＬＡＢＡ　ＬＡＢＡこと　力本　脩平
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係